

平成21年度大分県教育委員会組織改正の概要について

(平成21.4.1付)

○ 組織改正のポイント

○ 大分県教育再生にふさわしい組織体制の確立

1. 教育行政システムの確立
公正・透明な教育委員会組織の再生に向けた取組
2. 知・徳・体の調和のとれた心豊かな子どもの育成
3. 教職員の資質向上と意識改革
4. 市町村教育委員会との相互連携

1. 教育行政システムの確立

◆ 総務改革部門、学校教育指導部門、社会教育指導部門に分離

人事、予算、教育政策等の企画立案、教育条件整備等の業務を行う「総務改革部門」、学校教育の指導や支援業務を行う「学校教育指導部門」、社会教育等の指導や支援業務を行う「社会教育指導部門」に分類、整理し、それぞれの部門に責任者を配置する。

◆ 教育(総務)審議監 → 教育次長(スタッフ制 → ライン制)

総務改革、学校教育、社会教育の各部門の責任体制を明確にするため、

- ①「総務改革」担当の教育次長
- ②「学校教育」担当の教育次長
- ③「社会教育」担当の教育次長

◆ 教育行政改革推進室 → 教育改革・企画室

教育改革、政策企画、組織、秘書業務等を一体的に推進する「教育改革・企画室」を設置する。

◆ 教育人事課に「採用試験・免許班」を新設

公平、公正、透明性をとりわけ強く求められる「採用選考事務」と、できるだけ多くの人事情報を必要とする「人事事務」を担当する班を分割するため、教育人事課の「各人事班」から採用選考事務及び教員免許事務部門を分割し、「採用試験・免許班」を設置する。

- ◆ **学校施設課 → 教育財務課(「企画・管理班」新設と班の名称の変更)**
 教育に関する財務管理を一元化するため、「学校施設課」に県議会、予算編成、決算調整の総括、奨学金業務を行う、「企画・管理班」を設置するとともに、課の名称を「教育財務課」に変更する。
 また、各班の業務内容に即して、「管理予算班」を「学校管理班」に、「施設整備班」を「施設企画班」に、「技術班」を「施設整備班」に名称変更をする。
- ◆ **生涯学習課 → 社会教育課**
 現在、教育の担い手である学校、家庭、地域社会の協働による取り組みを行っているが、平成20年6月の社会教育法の改正に伴い、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業、公民館活動の充実など社会教育の役割が重要とされており、その中で、「生涯学習課」が行っている業務をよりの確に表現するために、課の名称を「社会教育課」に変更する。

2. 知・徳・体の調和のとれた心豊かな子どもの育成

(1) 自己実現を図る学力・就職力の向上

- ◆ **高校教育課に「産業教育指導班」、「高校改革推進班」を新設**
 高等学校では、専門高校に対する就職支援、職場体験など地域産業との連携によるキャリア教育や就職指導を充実・強化するため、高校教育課に「産業教育指導班」を設置する。
 また、高校の後期再編整備計画の策定が終了したことに伴い、高校改革推進室を廃止し、高校教育課に「高校改革推進班」を設置する。
- ◆ **義務教育課の「学力向上支援班」の強化**
 全国学力調査や本県学力調査結果に基づき、学力向上支援プロジェクト等の学力向上対策の推進を図るため、義務教育課の「学力向上支援班」を増員して強化する。

(2) 文化振興

- ◆ **文化課の「管理予算班」 → 「教育文化班」へ統合**
 児童生徒の文化活動の活性化を図るための業務の効率化と業務執行体制の強化のため、文化課の「管理予算班」を「教育文化班」へ統合する。

(3) 学校の安全対策・食育教育の充実

◆ 体育保健課に「学校保健・安全班」と「食育推進班」を新設

子どもの心身の健康の保持増進及び安全の確保が喫緊の課題となっている現状に適切に対応し、「安全で安心な学校」実現するため、平成20年6月に「学校保健法」及び「学校給食法」が改正された。その中で、新型インフルエンザ対策などの安全教育の充実・強化と食品の安全・安心の推進による食育の充実を図るため、体育保健課の「健康教育・安全対策班」を「学校保健・安全班」と「食育推進班」に分割する。

(4) 子どもの体力向上と競技力向上対策

◆ 体育保健課に「生涯スポーツ班」と「競技力向上対策班」を新設

生涯スポーツの振興と大分国体後の競技力を維持向上するため、体育保健課の「スポーツ振興班」と「国体局の競技力向上対策課」を再編・整備し、「生涯スポーツ班」と競技スポーツを担当する「競技力向上対策班」を設置する。

3. 教職員の資質向上と意識改革

◆ 教育人事課に「企画・管理班」を新設

教育人事課に人事評価システム制度や職員研修、学校事務のセンター化などの人事制度、公務災害補償、課の庶務を担当する「企画・管理班」を設置する。

4. 市町村教育委員会の活性化と相互連携

◆ 義務教育課に「市町村連携班」を新設

小・中学校の基礎学力定着に向けて、指導部門と連携して市町村教育委員会との連携の充実と支援体制の強化を図るため、義務教育課に総務課の「市町村教育振興班」の指導業務を移管し、「市町村連携班」を設置する。

5. 地方機関

(1) 埋蔵文化財センターの「3課体制」 → 「5班体制」

- ◆ 自動車道整備等に伴う業務量の増大に対応し、業務の効率化、機動性の強化を図るため、従来の「総務課」、「調査第1課」、「調査第2課」の3課体制を組織のフラット化を行い、「管理予算班」、「大型事業班」、「一般事業班」、「受託事業班」、「資料管理班」の5班体制に再編・整備する。

(2) 生涯教育センター → 社会教育総合センター

- ◆ 平成20年6月の社会教育法の改正の趣旨を踏まえ、社会教育に関する事業を総合的に推進し、事業の効率的・一体的執行を図るとともに、具体的事業の企画立案機能を持たせ、併せて総務事務の一元管理による経費削減を実現させるため、「生涯教育センター」、「香々地青少年の家」、「九重青少年の家」を統合し、「社会教育総合センター」を設置する。